

# 『「デジタルアーカイブ活動」のための ガイドライン』が目指すこと —策定プロセスから見たこと—

---

令和5年11月10日

デジタルアーカイブ学会第8回研究大会 一般研究発表

国立国会図書館 眞籠聖、徳原直子、奥村牧人



この資料は、ロゴを除き、[クリエイティブ・コモンズ表示4.0国際ライセンス](https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/)の下に提供されています。

# デジタルアーカイブに関心がある全ての人へ

---

- 「デジタルアーカイブをゼロから構築したい」
- 「自機関のコンテンツをもっと活用してもらいたい」
- 「コンテンツの利用条件をどう設定すればよいか分からない」

→デジタルアーカイブに関わる  
必要な情報をまとめました。

# 過去のガイドラインをリニューアル

## 過去のガイドライン

「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」  
(平成29(2017)年4月)

「デジタルアーカイブのための長期保存ガイドライン  
(2020年版)」

「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について (2019年版)」



技術進歩や法改正等、デジタルアーカイブを取り巻く環境変化に合わせて内容を改定し、集約しました。

## 「デジタルアーカイブ活動」 のためのガイドライン

令和5(2023)年9月公開

内閣府知的財産戦略推進事務局HP

デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive\\_suisiniinkai/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisiniinkai/index.html)

# 国立国会図書館の役割

---

- 実務者検討委員会（ジャパンサーチの運営主体）の企画運営に協力
- ジャパンサーチのシステム開発・運用・連携協力を担当する立場から、ガイドラインの素案を作成

→ 検討過程に関わってきた立場から  
ガイドラインの目的と内容を説明します。

# ガイドラインの構成

## 第Ⅰ章 「デジタルアーカイブ活動」をデザインする

1	デジタルアーカイブの意義を考える
2	「デジタルアーカイブ活動」を考える
3	「デジタルアーカイブ活動」をデザインする

## 第Ⅱ章 「デジタルアーカイブ活動」を自己診断する

1	デジタルアーカイブに組織的に取り組む
2	メタデータを整備し、公開する
3	デジタルコンテンツを作成し、公開する
4	データの二次利用条件を明示し、可能な限りオープン化する
5	持続可能性を担保した方法でデータを管理する
6	相互運用性を確保した方法でデータを提供する
7	デジタルアーカイブを日常的に活用し、活動を広げる

以下の資料も併せてご参照ください

1	デジタルアーカイブアセスメントツール (ver3.0)
2	用語集
3	よくある質問
4	標準・マニュアル・手引き等
5	事例集



資料はこちらから  
アクセスできます

デジタルアーカイブジャパン推進委員会及び  
実務者検討委員会ホームページ  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive\\_suisi\\_niinkai/index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_suisi_niinkai/index.html)

「デジタルアーカイブ推進に当たってのガイドライン等」

# 第 I 章 「デジタルアーカイブ活動」をデザインする

	見出し	ねらい
1	<b>デジタルアーカイブの意義を考える</b>	デジタルアーカイブが果たす役割を理解する。
2	<b>「デジタルアーカイブ活動」を考える</b>	デジタルアーカイブに関わる具体的な活動内容について理解する。
3	<b>「デジタルアーカイブ活動」をデザインする</b>	デジタルアーカイブに関する活動にどのように自らが取り組むのかを具体的なイメージをつかむ。

# デジタルアーカイブとは？

---

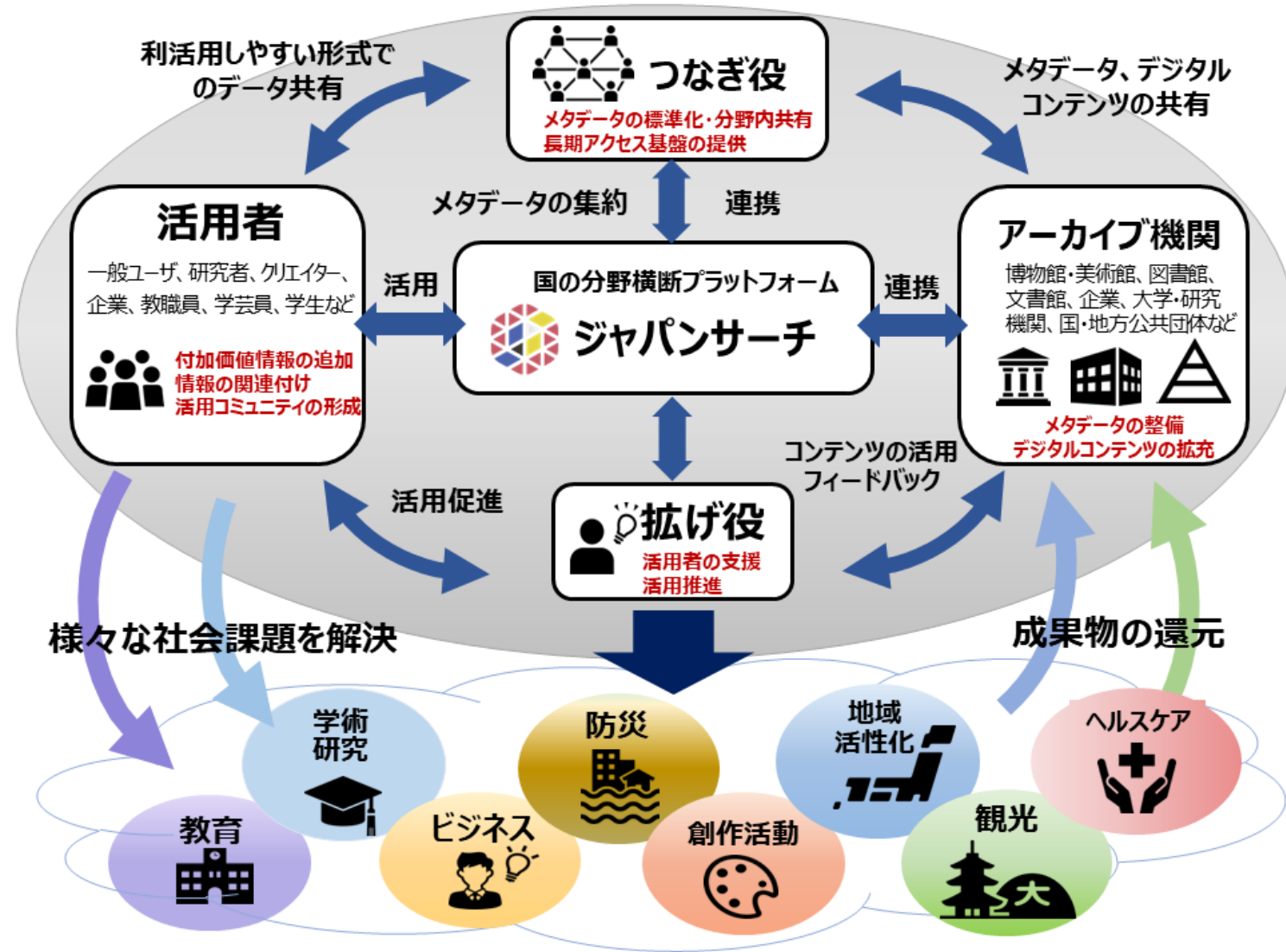
- デジタルアーカイブとは  
**様々なデジタル情報資源を  
収集・保存・提供する仕組みの総体**
- デジタル情報資源とは
  - 「デジタルコンテンツ」だけでなく、
  - 「メタデータ」 (アナログ媒体の資料・作品も含む「コンテンツ」の内容や所在に関する情報)
  - 「サムネイル/プレビュー」 (コンテンツの縮小版や部分表示)も含む。

# デジタルアーカイブの意義とは？

デジタルアーカイブは社会が持つ知や、文化的・歴史的な資源等の記録を未来へ伝える役割を果たします。

教育、研究、観光、地域活性化、防災、ヘルスケア、ビジネスなど様々な分野における有形無形の資源を利活用するための基盤となります。

我が国の幅広い分野のデジタルアーカイブが連携して、多様なコンテンツをまとめて検索・閲覧・活用できるようにすることで、社会課題の解決、新たな知識の創造、蓄積の循環を目指します。

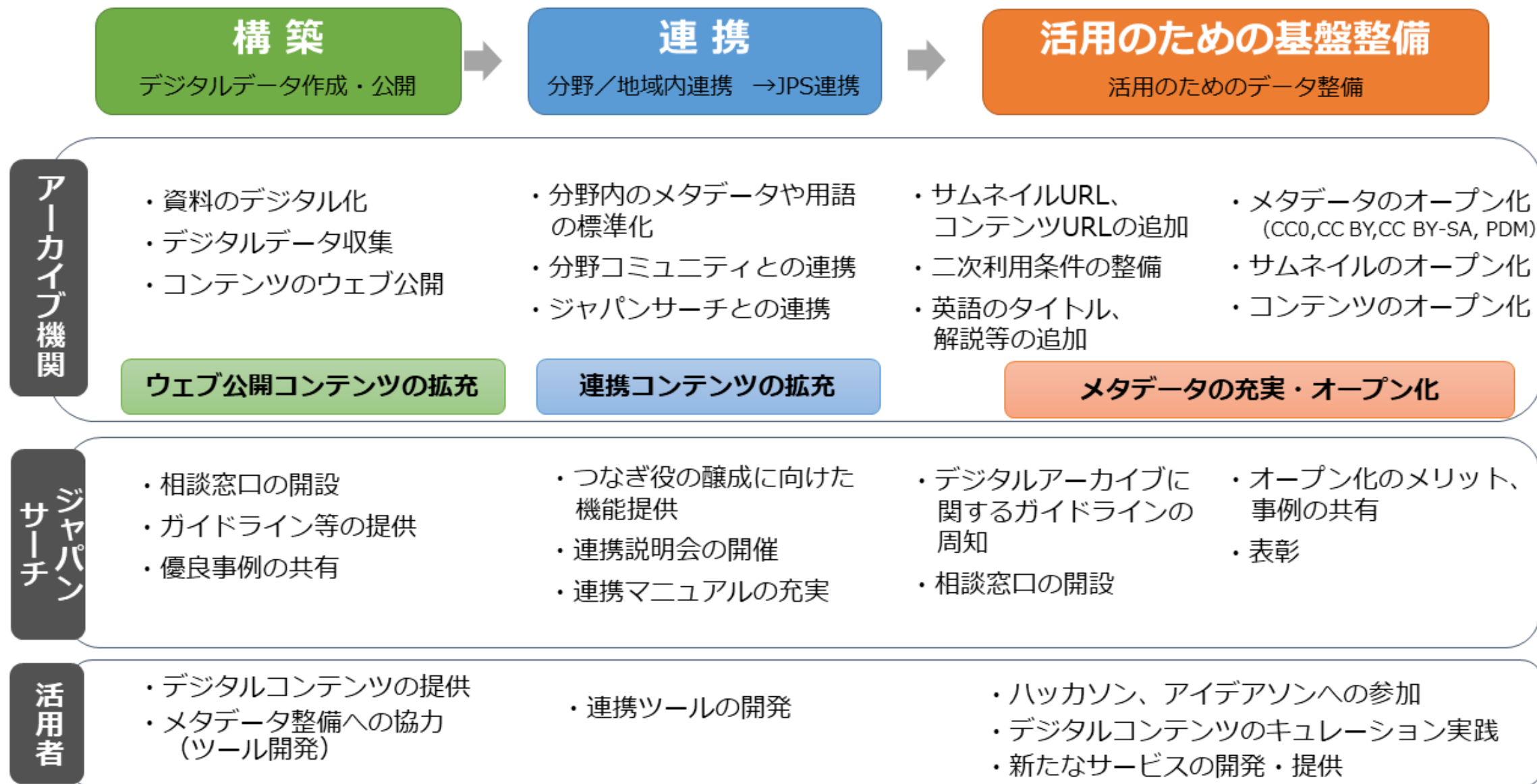


# 「デジタルアーカイブ活動」とは

---

- 本ガイドラインでは、デジタルアーカイブに関わるあらゆる活動を「デジタルアーカイブ活動」と定義しています。
- アーカイブ機関等が行うデジタルアーカイブの構築や連携といった取組にとどまらず、個人が創作活動などでデジタルアーカイブを活用したり、ただ楽しむために閲覧したりする活動も含みます。
- 様々な機関や個人が「デジタルアーカイブ活動」に日常的に関わることで、教育、学術・研究、観光、地域活性化、防災、ヘルスケア、ビジネスなど多様な分野におけるデジタルアーカイブの活用が進み、社会における知識の生産と活用の循環が期待されます。

# 構築・連携における活動



# 活用における様々な活動

知ってもらう

日常業務で使ってもらう

コミュニティで  
使ってもらう

コミュニティを  
超えた交流

活  
用  
者

- ・ SNS等の発信

【例】 (教職員) 授業・講義の実践  
(図書館員) レファレンス  
(学芸員) 展示/企画テーマ検討  
(クリエイター) 創作活動のアイデア  
探し/素材の利用  
(記者) 調査/掲載用素材/ネタ探し

- ・ デジタルコンテンツの  
キュレーション実践
- ・ 同じコミュニティ内での  
事例共有
- ・ ワークショップ等の開催

- ・ ジャパンサーチイベン  
トへの参加
- ・ 新しいサービスの  
開発・提供

ア  
ー  
カ  
イ  
ブ  
機  
関

- ・ 同じ組織内の関係  
者との情報共有
- ・ ウェブサイトへの  
JPSロゴの掲載

- ・ 広報担当者にSNS発信で  
コンテンツを使ってもらう
- ・ 日常業務で使ってもらうよう  
働きかける

- ・ コミュニティ向けワーク  
ショップ等の開催

- ・ 異分野の他機関との  
ギャラリー共同制作

周囲への働きかけ

同じ組織内の関係者への働きかけ

同じ分野・地域コミュニティへの働きかけ

ジ  
ャ  
パ  
ン  
サ  
ー  
チ

- ・ 連携機関の広報活動支援のためのリーフレット作成
- ・ 連携機関向けワークショップの開催
- ・ JPSロゴの提供

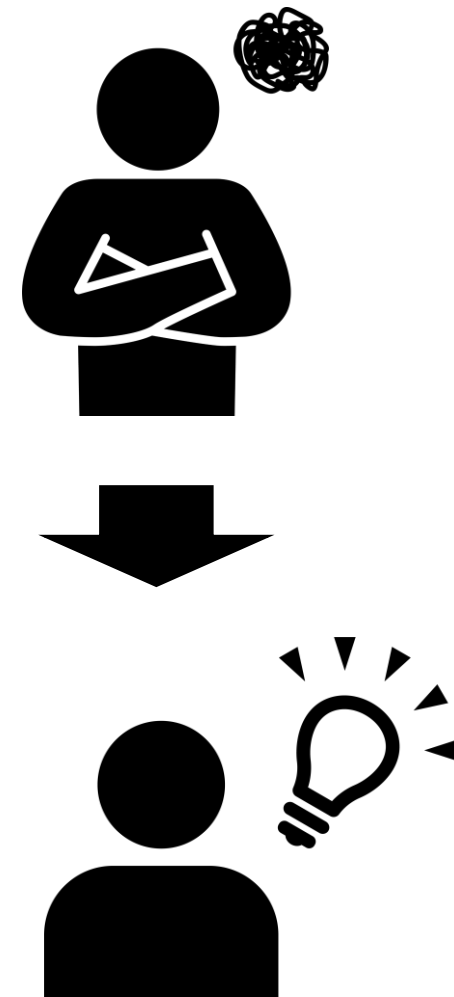
- ・ コミュニティ向け活用マニュアルと  
事例の情報発信
- ・ 目的ごとの活用コミュニティの形成

# I 「デジタルアーカイブ活動」をデザインする

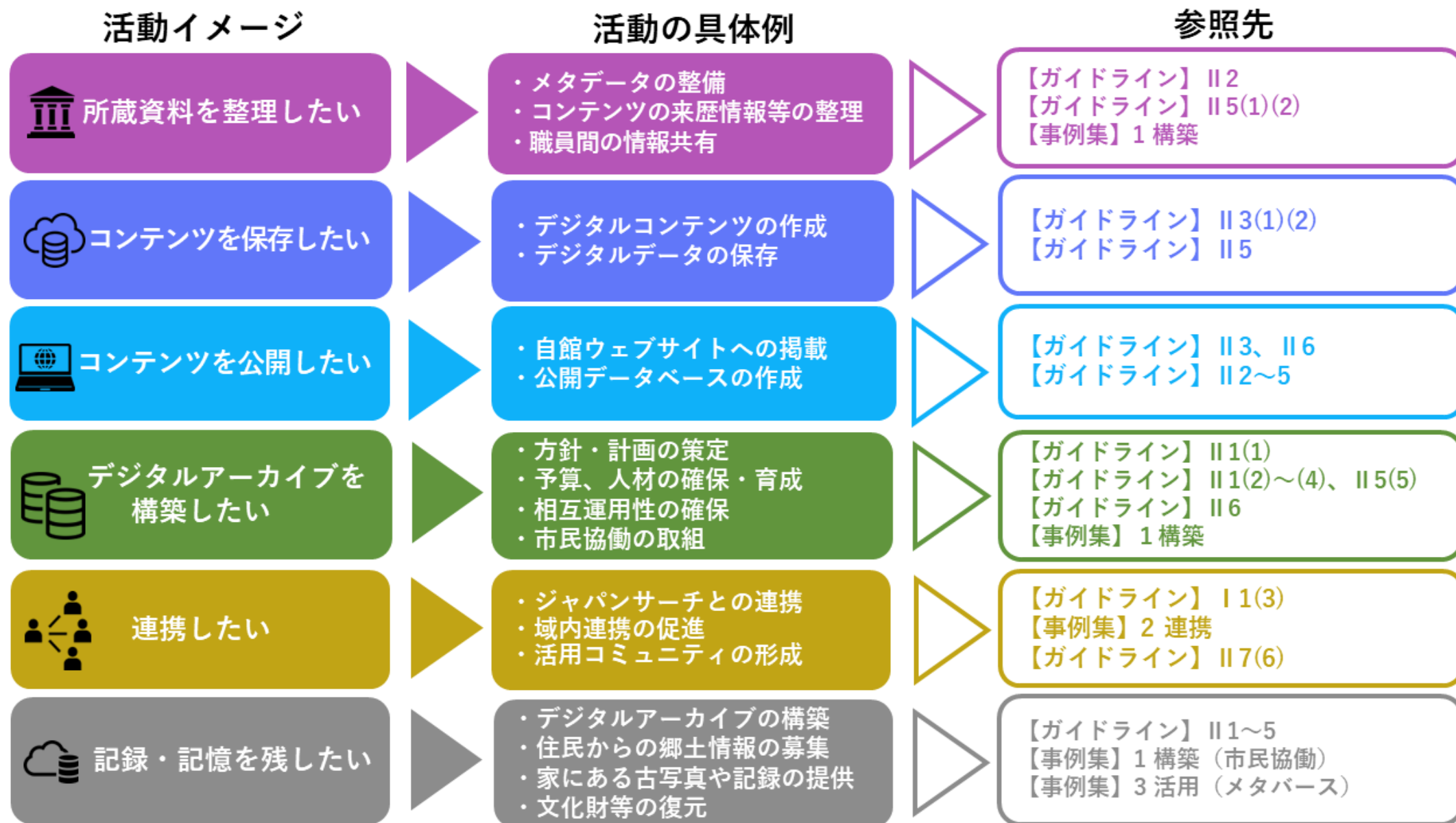
---

- 自ら又は自らが所属する組織がどのようなデジタルアーカイブ活動を行っているのか
- 今後はどのような活動の充実を図るべきか
- これから新たに活動を始める場合に何から行えばよいのか

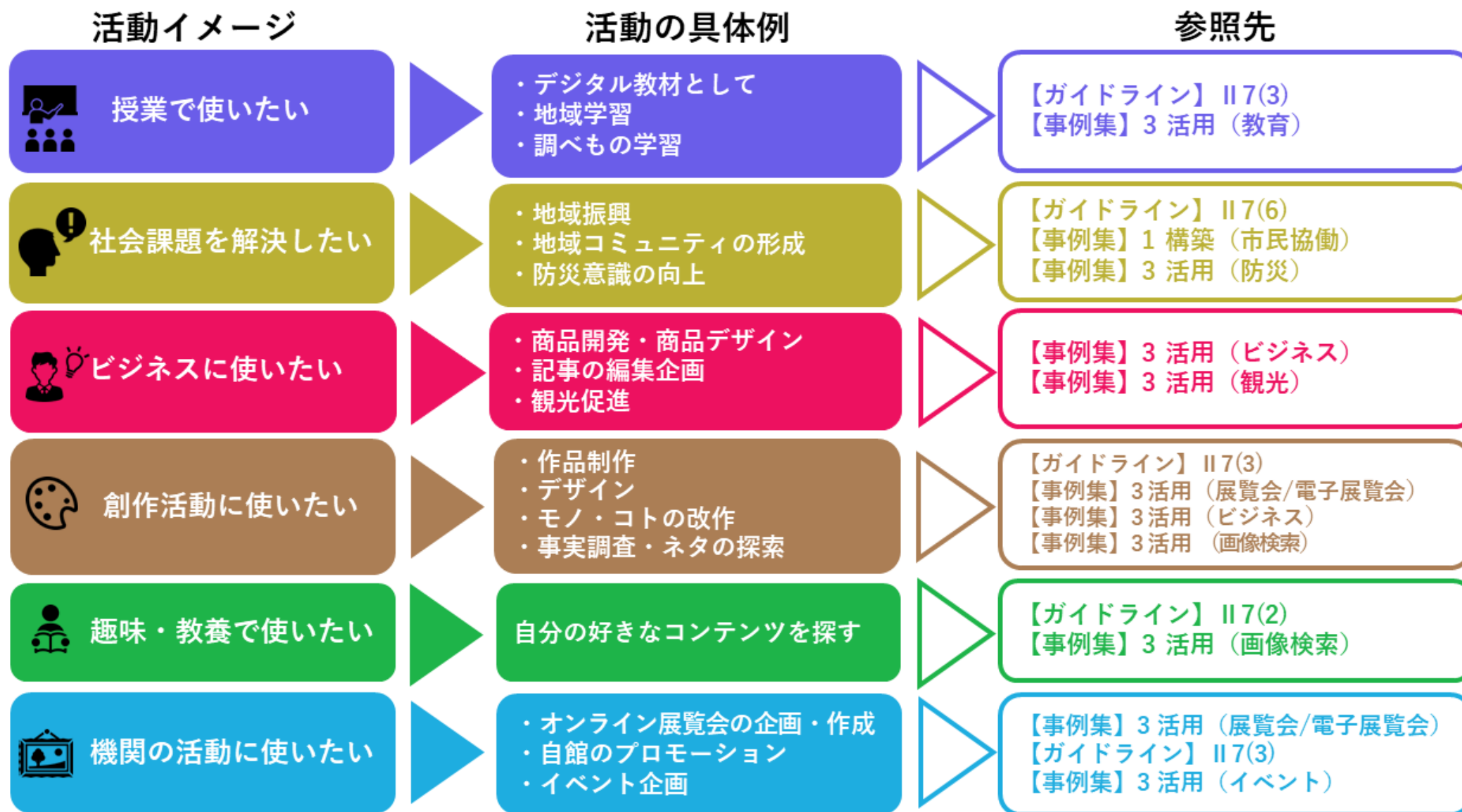
第I章では、デジタルアーカイブ活動をデザインするために必要な情報を紹介します。



# アーカイブ構築・連携のための活動デザインツール



# アーカイブ活用のための活動デザインツール



## 第Ⅱ章 「デジタルアーカイブ活動」を自己診断する

	見出し	ねらい
1	<b>デジタルアーカイブに組織的に取り組む</b>	「デジタルアーカイブ活動」の持続可能性を確保するため、安定的な体制の構築や方針等の作成など組織的な取組の重要性を確認します。
2	<b>メタデータを整備し、公開する</b>	資料・コンテンツの内容・所在情報（メタデータ）の作成、整理及び提供方法を紹介します。
3	<b>デジタルコンテンツを作成し、公開する</b>	資料等のデジタル化によりデジタルコンテンツを作成する方法と、その公開方法を紹介します。
4	<b>データの二次利用条件を明示し、可能な限りオープン化する</b>	メタデータやサムネイル/プレビュー、デジタルコンテンツの二次利用条件の種類と、活用に望ましいオープンな利用条件の設定を紹介します。
5	<b>持続可能性を担保した方法でデータを管理する</b>	メタデータやデジタルコンテンツなどのデジタルアーカイブのデータの管理について、長期的な保存とアクセスを可能とする方法を紹介します。
6	<b>相互運用性を確保した方法でデータを提供する</b>	メタデータやデジタルコンテンツなどのデジタルアーカイブのデータについて、活用しやすい方法で提供する方法を紹介します。
7	<b>デジタルアーカイブを日常的に活用し、活動を広げる</b>	デジタルアーカイブを活用する機関や個人、活用を支援・推進する人にとってのヒントや留意すべき点を紹介します。

## Ⅱ 「デジタルアーカイブ活動」を自己診断する

---

デジタルアーカイブ活動の達成度を確認（自己診断）するために

### 「デジタルアーカイブアセスメントツール」

を用意しました。

第Ⅱ章では、ツールが提示する具体的な取組内容は何かを解説をしています。

自らの目標に沿って、必要な取組に焦点を合わせて参照してください。

## ジャパンサーチとの連携時の注意点とガイドラインの参照先

---

### • メタデータの整備 【ガイドライン】Ⅱ2(1)、Ⅱ5(2)参照

メタデータの必須項目は、時間の経過によって変化しないものを選び、継続的に管理する。識別子は、重複しない一意のIDを付与し、システム更新等で変更されないようにする。

### • 二次利用条件の設定 【ガイドライン】Ⅱ3(3)、Ⅱ4(1)～(4)参照

メタデータ、サムネイル、デジタルコンテンツの利用条件を設定、公開する。

#### 【デジタルアーカイブの利活用促進のための望ましい条件】

- ・メタデータは「原則CC0」を採用する。（国際的なデータ流通・活用を意識する。）
- ・サムネイルはCC0/CC BYで公開する。
- ・デジタルコンテンツのウェブ公開を増やし、可能な限りオープン化する。（CC0/PDM/CC BY/CC BY-SA）

# 「デジタルアーカイブ活動」をデザインするとは？

---

## 前提の変化

- デジタル技術の発展によりアーカイブ機関だけでなく、個人もアーカイブ活動に関わる機会が増えた。
- 様々なクラウドサービスが生まれ、大規模な設備を持たずともコンテンツを掲載できるようになった。

## 新たな潮流

- 市民協働でデジタルアーカイブとしてコンテンツが収集・保存され、オープンな条件で利用提供される例も生まれている。
- 様々なコンテンツに触れる中で、新しいアイデアや価値を生み出す創作活動が日々行われることが可能になった。

⇒ アーカイブ機関が活用者とともに、互いに意識してつながりを構築し、様々な記録・記憶を未来に継承していくこと

= デジタルアーカイブ活動をデザインすること